官報目次

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 28 年３月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	６号	松戸市松戸字市後尻574番６から同市岩瀬字中ノ町635番までの上り線
一般国道	６号	我孫子市我孫子字並木1080番１から同市柴崎字天王谷47番２までの下り線
一般国道	16号	野田市下三ケ尾字高野前353番９から同市下三ケ尾字大六天前305番３までの下り線
一般国道	16号	野田市下三ケ尾字大六天前305番３から柏市大青田字八両野742番５までの上下線
一般国道	16号	柏市十余二字庚塚276番81から同市大山台一丁目６番までの上り線
一般国道	16号	柏市大山台一丁目６番から同市柏字木崎台267番１までの上下線
一般国道	16号	八千代市村上字向原1135番４から同市村上南一丁目５番59までの下り線
一般国道	16号	木更津市桜井新町二丁目２番１から同市潮浜三丁目１番までの上下線

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 28 年３月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道246号	神奈川県足柄上郡山北町向原字下耕地2665番４地先から同町向原字上本村1786番２地先まで
②一般国道357号	東京都港区台場２丁目から品川区八潮３丁目まで
③一般国道357号	神奈川県横浜市中区千鳥町10番から同市磯子区新磯子町30番８まで

２　指定する期日

①　１の②については、平成28年３月26日

②　１の①及び③については、平成28年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 28 年３月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道246号	神奈川県足柄上郡山北町向原字下耕地2665番４地先から同町向原字上本村1786番２地先まで
②一般国道357号	東京都江東区青海１丁目から品川区八潮２丁目まで
③一般国道357号	神奈川県横浜市中区千鳥町10番から同市磯子区新磯子町30番８まで

２　指定する期日

①　１の②については、平成28年３月26日

②　１の①及び③については、平成28年４月１日

沖縄総合事務局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 28 年３月 25 日

沖縄総合事務局長　久保田　治

道路の種類	路線名	区間
一般国道	58号	宜野湾市字伊佐後原382番１から同市伊佐１丁目19番１までの上り線
一般国道	58号	宜野湾市伊佐１丁目19番１から同市大山２丁目879番まで
一般国道	58号	宜野湾市大山２丁目879番から同市大山２丁目877番５までの上り線

公告

認事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１１１号

北九州市若松区赤島町８番20号

債務者　福田　　徹

１　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　木下結香子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午前11時30分

５　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６号

佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3124番地26

債務者　小川　　浩

１　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　櫻田　康則

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午前11時15分

５　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２８号

神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡４丁目１番26号

債務者　岩村　　裕

１　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　瀬野　真志

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時

５　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４８号

奈良市富雄北２丁目３－30－408、住民票上の住所奈良市富雄元町２丁目６番47号

債務者　喜久龍富雄店こと　米田　忠重

１　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　福本　佳苗

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前10時

５　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで

奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３４９号

奈良市富雄北２丁目３－30－408、住民票上の住所奈良市富雄元町２丁目６番47号

債務者　米田　明子

１　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　福本　佳苗

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前10時

５　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで

奈良地方裁判所